

別表 1

- 1.両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 2.両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指に著しい障害を有するもの
- 3.両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
- 4.体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 5.前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 6.精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの